

いずみさの昔と今 第250回

「諸目遺跡と律令社会」

律令制以前の古代社会は、血縁や同族集団に重きを置いた氏族制度によって、倭王権（のちの皇族）に奉仕する職掌分担任行われていました。職能集団の内部では伴造（とものみやつこ）と呼ばれる豪族が傘下の品部を統率し、物資や労働力などさまざまな形で倭王権に貢献して来ました。これを部民制といいますが、この制度には個人の能力よりも血縁や集団の力が優先するといふ、大きな欠点がありました。飛鳥時代（7世紀）になると、遣隋使などの外交政策を通じて大陸の先進文化が摂取され、大王家を中心とした支配体制の強化と、血縁に捉われない優れた人材の登用が希求されるようになりしました。推古11（604）年に聖徳太子が制定した冠位十二階はその最初の試みであり、個人の能力に応じた官への登用の先駆けとなるものでした。

律令制とは律（刑法）と令（行政法）を基本とする中央集権制度をいい、7世紀後半になると法体系の整備が急務とされました。そのため隋唐を手本に法令の編さんが進められ、天智8（668）年の近江令、持統3（689）年の飛鳥浄御原令を経て、大宝元（701）年にその集大成として大宝律令が完成しました。ここに二官八省、国郡里制、公地公民をはじめとする土地人民支配体制が確立し、律令制に基づく政治機構が整備されることになりました。なかでも奈良時代は、律令制が最も理想的な形で施行された時代といえ、天平文化に代表される雅な宮廷文化が華開きました。しかし平安時代中期（10世紀）になると、このような律令支配体制は、社会の変化や経済活動からかけ離れ、さまざまな矛盾とともに実態を失いました。こうして公地公民制度は形骸化し、国司や寺社をはじめ有力層による土地の荘園化や、地方における武士の台頭など、時代は中世社会へと移り変わっていきました。



▲現地説明会のようす（諸目遺跡）



▲建物の柱穴（諸目遺跡）

伝えました。諸目遺跡の遺構は、まさに律令時代の建造物群です。正倉院文書の天平9年度「和泉監正税帳」には日根郡衙の詳細な記述があり、大宝律令に規制された古代の泉佐野を知るうえで欠くことのできない重要史料のひとつです。11月13日（日）まで開催中の秋季特別展「奈良の都と泉佐野」では、中央政府の文化との比較、遺跡、文献史料など、多方面から泉佐野の古代社会の謎に迫ります。

レイクアルスタープラザ・カワサキ
 歴史館いずみさの
 ☎469-7140 Fax469-7141
 休館日 月曜日、祝日（祝日が月曜日の場合はその翌日、日曜日の場合はその翌々日）
 開館時間 午前9時～午後5時
 （入館は午後4時30分まで）
 入館料 無料

◆歴史館いずみさのFacebookで情報発信中！
 特別展、講演会の他にも、考古学講座やワークショップなどのイベント情報を発信しています。ぜひご覧ください！
 (http://www.facebook.com/rekishikan.izumisano/)

秋季特別展講演会 諸目遺跡と律令社会

日時 10月15日(土) 午後1時30分～3時（受付：1時～）
 定員 60人（先着順）
 講師 西村 歩（副館長）
 申込 直接または電話で
 ※受講無料

歴史館ギャラリー 泉佐野由来の陶芸作品展

泉佐野市在住の陶芸家が、泉佐野に由来する素材であるイチョウや水なすをモチーフに、泉佐野市内の様々な場所の土を使用し、高度な技術を駆使して制作した陶芸作品の展示会です。芸術作品へと姿を変えた「泉佐野」をお楽しみください。
 日時 10月25日(火)～11月6日(日)
 午前9時～午後5時
 （入館：4時30分まで）
 ※入館無料。最終日は午後4時まで



◀水なす香炉